

# 宮城県公報

行 政 委 員 会  
宮 城 県  
(総務部 情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
  - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
  - 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)(二件) (水産林政総務課) 二
  - 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(二件) (同) 二
  - 公有水面埋立てのしゅん功認可 (水産業基盤整備課) 二
  - 道路の区域変更 (道路課) 三
  - 道路の供用開始(二件) (同) 三
  - 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定(二件) (河川課) 四
  - 特定都市河川流域における基準降雨(二件) (同) 四
  - 都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 八
- ### 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 八
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 八
  - 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 八
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (教育庁特別支援教育課) 八
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 九
- ### 選挙管理委員会

- 不在者投票を管理すべき施設の指定等 九
- 宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示 九
- 宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する告示 一〇
- 宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 一〇

### 公安委員会

- 宮城県犯罪被害者支援条例施行規則を廃止する規則 一〇
- 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則 一〇
- 警備業法施行細則の一部を改正する規則 一〇

### 正 誤

○宮城県公報第四八四号(令和六年三月八日付け)中

## 告 示

○宮城県告示第百八十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年一月十八日次の者を指定した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
三上 哲彦	内科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
三浦 皓子	リハビリテーション科	野蒜ヶ丘痛みのクリニック	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九番地五
森 瑠璃子	眼科	医療法人天悠会 大街道もり眼科医院	石巻市大街道西二丁目一番二十二号
浦澤 亮介	眼科	わく沢眼科医院	名取市増田二丁目六番十二号
平嶋 倫亮	消化器外科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一

松田 直 <small>まつだ なおし</small>	小児科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
渡来 剛石 <small>わたらい ごうせき</small>	耳鼻咽喉科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
座安 清 <small>ざやす きよし</small>	呼吸器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号

○宮城県告示第百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の志津川支所地区）	大型定置漁業	令和六年三月五日	本吉郡南三陸町志津川袖浜二百一十九番地 有限会社丸太漁業 本吉郡南三陸町戸倉字坂本九十一番地 徳宝丸漁業生産組合	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百九十三号）第六条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区（牡鹿漁業協同組合の地区）	大型定置漁業	令和六年三月五日	石巻市鮎川浜北三十五番地 株式会社文丸水産 牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎六十二番地 有限会社社泉澤水産	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百九十三号）第六条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第百三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業に基づく加入区の設定）	令和六年三月五日	気仙沼市唐桑町東舞根二百八十一番地 鈴木章一 気仙沼市唐桑町明戸百八十八番地 梶原浩之	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百九十三号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	二十一人

○宮城県告示第百八十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

しゅん功認可年月日

令和六年三月十八日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字大森三十番二、同三十一番、字祝田藤ヶ崎一番五に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域。

一の地点 石巻市渡波字大森三十番二に設置した基点S四一・二（北緯三八度二四分二九・一

六〇七七秒、東経一四一度二二分七・七〇六〇九秒から一六二度八分二八秒四四・五

〇メートルの地点

二の地点 一の地点から 二二八度五七分五七秒 一〇・三八メートルの地点

三の地点 二の地点から 二二八度三三分〇秒 三・四五メートルの地点

四の地点 三の地点から 三二八度五五分二三秒 一九・九九メートルの地点

五の地点 四の地点から 四九度 二分二七秒 三・九九メートルの地点

六の地点 五の地点から 四八度四三分一秒 一一・一四メートルの地点

3 面積

二八九・七八平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

令和四年七月二十五日

宮城県（水整）指令第八号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

石巻市

〇宮城県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 奥松島松島公園線

三 道路の区域

変更の区間

東松島市宮戸字椿一三〇番二地先から  
同市宮戸字椿一六六番一地先まで

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
後	前	B	A	B	A	B	A	
三二・九、 七〇・八	三二・九、 七〇・八	三三・三・六	三三・三・六	八・二、 三六・七	四七六・七	三三・三・六	三三・三・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

〇宮城県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南米山線	登米市米山町字桜岡下待井五八八番二地先から 同市米山町字桜岡鈴根八番五地先まで	令和六年 三月二十二日

〇宮城県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道線	蔵王大河原線	柴田郡大河原町新寺字東入山無番地先から同郡同町新寺字東入八三番九地先まで 柴田郡大河原町新寺字本屋敷三三番地先から同郡同町金ヶ瀬字新開東一六七番一地先まで	令和六年三月二十二日

○宮城県告示第百八十九号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第十項の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定都市河川

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
尾袋川	左岸 角田市豊室字上平三三番地先 右岸 角田市豊室字川南二二番地先	阿武隈川への合流点
高倉川	左岸 角田市高倉字広田一五番二地先 右岸 角田市高倉字広田四一番一地先	尾袋川への合流点
雑魚橋川	鬼平太川の合流点	尾袋川への合流点

二 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第十項の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定都市河川

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
小田川	左岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七五番地先 右岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七六番一地先	阿武隈川への合流点

二 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十一号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第九条第二項の規定により、令和六年宮城県告示第百八十九号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定める。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：中央集中型

生起確率：10年に1度

最大降雨強度（1時間）：54.52mm/hr

最大降雨強度（10分）：116.03mm/hr

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.99	6	0-10	4.86	12	0-10	64.16	18	0-10	4.72
	10-20	3.02		10-20	4.96		10-20	38.39		10-20	4.63
	20-30	3.05		20-30	5.06		20-30	28.54		20-30	4.55
	30-40	3.08		30-40	5.17		30-40	23.14		30-40	4.47
	40-50	3.11		40-50	5.28		40-50	19.67		40-50	4.40
	50-60	3.14		50-60	5.40		50-60	17.23		50-60	4.32
1	0-10	3.18	7	0-10	5.53	13	0-10	15.41	19	0-10	4.25
	10-20	3.21		10-20	5.67		10-20	14.00		10-20	4.19
	20-30	3.25		20-30	5.81		20-30	12.86		20-30	4.12
	30-40	3.28		30-40	5.96		30-40	11.92		30-40	4.06
	40-50	3.32		40-50	6.13		40-50	11.13		40-50	4.00
	50-60	3.36		50-60	6.30		50-60	10.46		50-60	3.94
2	0-10	3.40	8	0-10	6.49	14	0-10	9.88	20	0-10	3.88
	10-20	3.44		10-20	6.69		10-20	9.37		10-20	3.83
	20-30	3.48		20-30	6.91		20-30	8.92		20-30	3.78
	30-40	3.52		30-40	7.15		30-40	8.52		30-40	3.73
	40-50	3.56		40-50	7.40		40-50	8.16		40-50	3.68
	50-60	3.61		50-60	7.69		50-60	7.84		50-60	3.63
3	0-10	3.65	9	0-10	7.99	15	0-10	7.54	21	0-10	3.59
	10-20	3.70		10-20	8.34		10-20	7.27		10-20	3.54
	20-30	3.75		20-30	8.71		20-30	7.03		20-30	3.50
	30-40	3.80		30-40	9.14		30-40	6.80		30-40	3.46
	40-50	3.86		40-50	9.62		40-50	6.59		40-50	3.42
	50-60	3.91		50-60	10.16		50-60	6.39		50-60	3.38
4	0-10	3.97	10	0-10	10.78	16	0-10	6.21	22	0-10	3.34
	10-20	4.03		10-20	11.51		10-20	6.04		10-20	3.30
	20-30	4.09		20-30	12.37		20-30	5.89		20-30	3.26
	30-40	4.15		30-40	13.40		30-40	5.74		30-40	3.23
	40-50	4.22		40-50	14.66		40-50	5.60		40-50	3.19
	50-60	4.29		50-60	16.26		50-60	5.47		50-60	3.16
5	0-10	4.36	11	0-10	18.36	17	0-10	5.34	23	0-10	3.13
	10-20	4.43		10-20	21.24		10-20	5.23		10-20	3.10
	20-30	4.51		20-30	25.50		20-30	5.11		20-30	3.07
	30-40	4.59		30-40	32.60		30-40	5.01		30-40	3.04
	40-50	4.68		40-50	47.42		40-50	4.91		40-50	3.01
	50-60	4.77		50-60	116.03		50-60	4.81		50-60	2.98

○宮城県告示第百九十二号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第九条第二項の規定により、令和六年宮城県告示第百九十号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定める。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：中央集中型

生起確率：10年に1度

最大降雨強度（1時間）：54.52mm/hr

最大降雨強度（10分）：116.03mm/hr

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.99	6	0-10	4.86	12	0-10	64.16	18	0-10	4.72
	10-20	3.02		10-20	4.96		10-20	38.39		10-20	4.63
	20-30	3.05		20-30	5.06		20-30	28.54		20-30	4.55
	30-40	3.08		30-40	5.17		30-40	23.14		30-40	4.47
	40-50	3.11		40-50	5.28		40-50	19.67		40-50	4.40
	50-60	3.14		50-60	5.40		50-60	17.23		50-60	4.32
1	0-10	3.18	7	0-10	5.53	13	0-10	15.41	19	0-10	4.25
	10-20	3.21		10-20	5.67		10-20	14.00		10-20	4.19
	20-30	3.25		20-30	5.81		20-30	12.86		20-30	4.12
	30-40	3.28		30-40	5.96		30-40	11.92		30-40	4.06
	40-50	3.32		40-50	6.13		40-50	11.13		40-50	4.00
	50-60	3.36		50-60	6.30		50-60	10.46		50-60	3.94
2	0-10	3.40	8	0-10	6.49	14	0-10	9.88	20	0-10	3.88
	10-20	3.44		10-20	6.69		10-20	9.37		10-20	3.83
	20-30	3.48		20-30	6.91		20-30	8.92		20-30	3.78
	30-40	3.52		30-40	7.15		30-40	8.52		30-40	3.73
	40-50	3.56		40-50	7.40		40-50	8.16		40-50	3.68
	50-60	3.61		50-60	7.69		50-60	7.84		50-60	3.63
3	0-10	3.65	9	0-10	7.99	15	0-10	7.54	21	0-10	3.59
	10-20	3.70		10-20	8.34		10-20	7.27		10-20	3.54
	20-30	3.75		20-30	8.71		20-30	7.03		20-30	3.50
	30-40	3.80		30-40	9.14		30-40	6.80		30-40	3.46
	40-50	3.86		40-50	9.62		40-50	6.59		40-50	3.42
	50-60	3.91		50-60	10.16		50-60	6.39		50-60	3.38
4	0-10	3.97	10	0-10	10.78	16	0-10	6.21	22	0-10	3.34
	10-20	4.03		10-20	11.51		10-20	6.04		10-20	3.30
	20-30	4.09		20-30	12.37		20-30	5.89		20-30	3.26
	30-40	4.15		30-40	13.40		30-40	5.74		30-40	3.23
	40-50	4.22		40-50	14.66		40-50	5.60		40-50	3.19
	50-60	4.29		50-60	16.26		50-60	5.47		50-60	3.16
5	0-10	4.36	11	0-10	18.36	17	0-10	5.34	23	0-10	3.13
	10-20	4.43		10-20	21.24		10-20	5.23		10-20	3.10
	20-30	4.51		20-30	25.50		20-30	5.11		20-30	3.07
	30-40	4.59		30-40	32.60		30-40	5.01		30-40	3.04
	40-50	4.68		40-50	47.42		40-50	4.91		40-50	3.01
	50-60	4.77		50-60	116.03		50-60	4.81		50-60	2.98

○宮城県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大崎広域都市計画区域の全域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おいで薬局	石巻市相野谷字飯野川町六十四ー一	令和六年二月一日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前百三十五ー一	令和六年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
おいで薬局	調剤	石巻市相野谷字飯野川町六十四ー一	令和五年九月三十日
南方あやめ薬局	調剤	登米市南方町西山成前百三十五ー一	令和五年十二月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

角田市梶賀字高畑北五十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

角田市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県利府町神谷沢字長田三十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区岩切字洞ノ口十一番地

株式会社大東ジェイホーム

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立秋保かがやき支援学校スクールバス運行業務

① 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号



三 落札者を決定した日 令和六年二月六日  
四 落札者の名称及び所在地 宮城交通株式会社 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 五千九百三十九万七千三百八十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年十二月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立秋保かがやき支援学校スクールバス運行業務

② 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年二月六日

四 落札者の名称及び所在地 宮城交通株式会社 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 五千三百三十四万九千六百七十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年十二月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北

支店 仙台市青葉区二丁目二番十五号

五 落札金額 六千三百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年一月三十日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム中野あおばの杜の項の次に次のように加える。

住宅型有料老人ホームビューアライフ京原 同 市宮城野区鶴ヶ谷十三番一

附 則

この告示は、令和六年三月二十二日から施行する。

○宮選管告示第三十七号

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会規程（昭和二十三年宮選管告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

「地方副支局長」を「地方支局副支局長」に改める。

第十三条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、選挙業務において必要と認められるときは、別に定めるところにより必要な班を置くこ

とができる。

第十五条第一項中「職員」を「職」に改める。

第十五条第一項第一号中「総括次長」を「事務局総括次長」に改め、「主事」を削る。

第十五条第二項第二号中「支局長」を「地方支局長」に、「副支局長」を「地方支局副支局長」に、

「支局総括次長」を「地方支局総括次長」に改め、「主事」を削る。

第十五条第二項中「副参事、次長、支局次長、主幹、主任主査及び主査」を「副参事、事務局次長、

地方支局次長、主幹、主任主査、主査及び主事」に改める。

第十五条の二第五項中「指揮をして」を「指揮して」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○宮選管告示第三十八号

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮選管告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「支局長」を「地方支局長」に改める。

第二条第二号中「規定する総括次長」を「規定する事務局総括次長」に、「副支局長」を「地方支局副支局長」に、「支局総括次長」を「地方支局総括次長」に、「副参事、次長」を「副参事、事務局次長」に、「支局次長」を「地方支局次長」に改める。

第二条第四号中「第十五条第一項第一号に規定する主事及び同項第二号」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○宮選管告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

令和六年三月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第3号

宮城県犯罪被害者支援条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

宮城県犯罪被害者支援条例施行規則を廃止する規則

宮城県犯罪被害者支援条例施行規則（平成16年宮城県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第4号

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第7条を削る。

別記様式第6号中「探偵業届出証明書番号」を「探偵業届出受理番号」に改める。

別記様式第7号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第5号

警備業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

警備業法施行規則の一部を改正する規則

警備業法施行規則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条」を「第1条の2」に改める。

第2条章中第2条の前に次の1条を加える。

（認定通知）

第1条の2 法第5条第2項の規定による通知は、理由を付した通知書を交付して行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、認定通知書・認定更新通知書（別記様式第1号）のとおりとする。  
 第2条中「第6条」を「第5条」に、「不認定通知書・認定証不更新通知書（別記様式第1号）」を「不認定通知書・認定不更新通知書（別記様式第2号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
 （認定更新通知）

第2条の2 施行規則第9条の規定による通知は、理由を付した通知書を交付して行うものとする。  
 2 前項の通知書の様式は、認定通知書・認定更新通知書のとおりとする。

第3条の見出しを「（認定不更新通知書の様式）」に改め、同条中「不認定通知書・認定証不更新通知書」を「不認定通知書・認定不更新通知書」に改める。

第4条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同条第3項中「公安委員会」を「宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第13条第1項中「第3条」を「第2条」に改める。

別記様式第3号を削る。

別記様式第2号中「認定証の番号」を「認定の番号」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第1号中「不認定を認定不更新」に、「警備業の認定を認定不認定に更新」を「認定不認定を認定不更新」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

「認定に、認定の有効期間の更新」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記様式第1号（第1条の2、第2条の2関係）

認定更新通知書  
 第 年 月 日  
 宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備業の認定については、次の理由により認定の有効期間の更新をしたので、警備業法第5条第2項施行規則第9条の規定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住所	
認定の番号	第	号
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
主たる営業所名		
主たる営業所所在地		
理由 警備業法（昭和47年法律第117号）第3条各号に掲げる者のいずれかにも該当せず、警備業の要件を備えているため。		

備考  
 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号中「認定証を交付した公安委員会」を「認定をした公安委員会」に、「認定証の番号」を「認定の番号」に改める。

別記様式第12号、別記様式第13号及び別記様式第14号中「第3条」を「第2条」に改める。  
別記様式第30号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、  
当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正 誤

○宮城県公報第四八四号(令和六年三月八日付け)中

ページ

三 上

六 前

同市小積浜字谷川道無番地先  
まで

正

誤

同市小積浜字谷川道無番地先  
から